

昭和四十二年法律第三百三十五号  
石炭鉱業年金基金法

## 目次

第一章 総則（第一条—第五条）	八 定款の変更は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
第二章 設立及び会員（第六条—第七条）	九 基金に、役員として理事及び監事を置く。 (役員)
第三章 管理（第八条—第十五条）	二 役員は、政令の定めるところにより、会員（法人にあつては、その代表者とする。以下この項において同じ。）のうちから選任する。ただし、特別の事情があるときは、会員以外の者から選任することを妨げない。
第四章 基金の行なう事業（第十六条—第二十条）	三 理事のうち一人を理事長とし、理事において互選する。
第五章 費用の負担（第二十一条—第二十二条）	四 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
第六章 財務及び会計（第二十三条—第二十九条）	五 監事は、理事又は基金の職員と兼ねることができない。
第七章 監督（第三十条—第三十二条）	六 理事のうち一人を監事とし、監事において互選する。
第八章 雜則（第三十三条—第三十七条）	七 挂金に関する事項
第九章 罰則（第三十八条—第四十二条）	八 その他組織及び業務に関する重要な事項

## 附則

## 第一章 総則

## (基金の目的)

第一条 石炭鉱業年金基金は、石炭鉱業の坑内労働者の老齢について必要な給付を行なうことにより、その老後の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

## (法人格)

第二条 石炭鉱業年金基金（以下「基金」という。）は、法人とする。

## (登記)

第三条 基金は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。

## (名称の使用制限)

第四条 基金でない者は、石炭鉱業年金基金という名称を用いてはならない。

(一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の準用)

第五条 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、基金について準用する。

## 第二章 設立及び会員

## (設立)

第六条 石炭鉱業を行なう事業場であつて、坑内において石炭を掘採する事業を行なうもののうち、厚生年金保険の適用事業所であるものの事業主は、この法律の定めるところにより、全国を通じて一個の基金を設立しなければならない。

## (会員)

第七条 前条に規定する事業主は、当然、基金の会員となる。  
2 基金が第十八条第一項の事業を行なうときは、石炭鉱業を行なう事業場であつて、厚生年金保険の適用事業所であるものの事業主（前条に規定する事業主である者を除く。）は、当然、基金の会員となる。

## 第三章 管理

## (定款)

第八条 基金は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

## 一 事務所の所在地

## 二 会員に関する事項

## 三 総会に関する事項

## 四 役員に関する事項

五 運営審議会に関する事項  
六 事業に関する事項

第十四条 基金は、定款の定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。	一 総代は、政令の定めるところにより、会員のうちから選舉する。	2 総代の任期は、二年とする。ただし、補欠の総代の任期は、前任者の残任期間とする。	3 前三项に規定するもののほか、総代会の招集、議事の手続その他総代会に関する必要な事項は、政令で定める。	4 (総代会)
二 每事業年度の予算	一 每事業年度の事業報告及び決算	2 理事長は、総会が成立しないとき、又は理事長において総会を招集する暇がないと認めるとときは、総会の議決を経なければならない事項で臨時急施を要するものを処分することができる。	3 理事長は、前項の規定による処置については、次の総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。	4 総会は、監事に対し、基金の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができ
三 その他定款で定める事項	四 その他定款で定める事項	5 総会は、監事に対し、基金の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができ	6 総会は、監事に対し、基金の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができ	

## (運営審議会)

**第十五条** 基金に、運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

審議会は、理事長の諮問に応じ、基金の業務の運営に関する重要な事項を審議する。

審議会は、前項の事項に関する意見を述べることができる。

委員は、基金の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

委員は、委員十人以内で組織する。

委員の任期は、二年とする。ただし、定款で別段の定めをしたときは、この限りでない。

## 第四章 基金の行なう事業

## (坑内員に関する給付)

**第十六条** 基金は、第一条の目的を達成するため、石炭鉱業を行う事業場において会員に使用される厚生年金保険の被保険者（鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第四条に規定する事業の事業場に使用され、かつ、常時坑内作業に従事する被保険者であつて、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百十五号）第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者（第十八条第一項において「第二号厚生年金被保険者」という。）及び同法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者（第十八条第一項において「第三号厚生年金被保険者」という。）並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者及び同条第十四号に規定する船員任意継続被保険者のいづれでもものに限る。）たる労働者（以下「坑内員」という。）の老齢について、年金たる給付の支給を行うものとする。

2 基金は、定款をもつて、年金額、受給資格期間、支給開始年齢その他年金たる給付の支給に關して必要な事項を定めなければならない。

**第十七条** 基金は、政令の定めるところにより、坑内員若しくは坑内員であつた者の死亡又は坑内員の脱退に關し、一時金たる給付の支給を行うことができる。  
(坑外員に関する給付)

**第十八条** 基金は、前二条の事業のほか、会員（第七条第二項に規定する事業主を含む。以下この項において同じ。）の二分の一以上の者が希望したときは、石炭鉱業を行う事業場において会員に使用される厚生年金保険の被保険者（坑内員並びに第二号厚生年金被保険者及び第三号厚生年金被保険者並びに昭和六十年法律第三十四号附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者及び同条第十四号に規定する船員任意継続被保険者を除く。）たる労働者（石炭の採掘の業務と緊密な関連を有しない業務として政令で定める業務に従事する者を除くものとし、以下「坑外員」という。）の老齢について、年金たる給付の支給を行うことができる。

2 第十六条第二項の規定は、前項の年金たる給付について準用する。  
3 2 基金は、第一項の事業を行なう場合には、政令の定めるところにより、坑外員若しくは坑外員であつた者の死亡又は坑外員の脱退に關し、一時金たる給付の支給を行うことができる。  
(福祉施設)

**第十八条の二** 基金は、前三条の事業のほか、坑内員及び坑内員であつた者並びに坑外員及び坑外員であつた者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

**第十九条** 年金たる給付及び一時金たる給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、基金が裁定する。  
(準用規定)

**第二十条** 厚生年金保険法第三十七条、第四十条の二及び第四十一条第一項の規定は、年金たる給付及び一時金たる給付について、同条第二項の規定は、死亡を支給理由とする一時金たる給付について準用する。この場合において、同法第四十条の二中「実施機関」とあるのは、「基金」と、同法第四十一条第一項中「老齢厚生年金」とあるのは、「年金たる給付又は脱退を支給理由とする一時金たる給付」と、それぞれ読み替えるものとする。

## 第五章 費用の負担

## (掛金)

**第二十二条** 厚生年金保険法第八十三条（第一項を除く。）及び第八十五条の規定は掛け金について、同法第八十六条（第三項を除く。）、第八十七条（第六項を除く。）、第八十八条、第八十九条及び附則第十七条の十四の規定は、掛け金その他この法律の規定による徴収金について準用する。この場合において、同法第八十三条第二項及び第三項、第八十六条第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第八十七条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「基金」と、同法第八十五条第三号中「被保険者」とあるのは「坑内員又は坑外員」と、同法第八十六条第一項、第四項及び第五項中「前条」とあるのは「第二十二条において準用する厚生年金保険法第八十五条」と、同法第八十七条第一項中「前条第二項」とあるのは「第二十二条において準用する厚生年金保険法第八十六条第二項」と、同法附則第十七条の十四中「第八十七条第一項（同条第六項の規定により読み替えたる場合を含む。）及び平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百四十一条第一項において準用する平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第八十七条第一項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十条の二の規定による徴収金について適用する場合に限る。）を含む。」とあるのは「第二十二条において準用する厚生年金保険法第八十七条第一項」と、「これら」とあるのは「同項」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 基金は、前項において準用する厚生年金保険法第八十六条第五項の規定により国税滞納処分の例により処分をしようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

## 第六章 財務及び会計

## (事業年度)

**第二十三条** 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。  
(予算)

**第二十四条** 基金は、毎事業年度、予算を作成し、事業年度開始前に厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。  
(決算)

**第二十五条** 基金は、毎事業年度、当該事業年度終了後三月以内に、厚生労働省令の定めるところにより、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の業務報告書を作成し、監事の意見をつけて、厚生労働大臣に提出して、その承認を受けなければならない。  
(借入金の制限)

**第二十六条** 基金は、借入金をしてはならない。ただし、基金の目的を達成するため必要な場合において、厚生労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。  
(責任準備金の積立て)

**第二十七条** 基金は、政令の定めるところにより、年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金を積み立てなければならない。

## (資金の運用)

**第二十八条** 基金の業務上の余裕金の運用は、政令の定めるところにより、安全かつ効率的にしなければならない。(省令への委任)

**第二十九条** この法律に規定するもののほか、基金の財務及び会計に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

## 第七章 監督

## (報告書の提出)

**第三十条** 基金は、厚生労働省令の定めるところにより、その業務についての報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。(報告の徴収等)

**第三十一条** 厚生労働大臣は、基金について、必要があると認めるときは、その業務の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして基金の事務所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

**第三十二条** 前項の規定によつて質問及び検査を行なう当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

**第三十三条** 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

**第三十四条** 基金に対する命令等

**第三十五条** 基金の業務の管理若しくは執行が法令、定款若しくは厚生労働大臣の处分に違反してゐると認めるとき、基金の業務の管理若しくは執行が著しく適正を欠くと認めるとき、又は基金の役員がその業務の管理若しくは執行を明らかに怠つていると認めるときは、期間を定めて、基金又はその役員に対し、その業務の管理又は執行について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

**第三十六条** 基金の業務の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、期間を定めて、基金に対し、その定款の変更を命ずることができる。

**第三十七条** 基金若しくはその役員が第一項の命令に違反したときは、又は基金が前項の命令に違反したときは、厚生労働大臣は、基金に対し、期間を定めて、当該違反に係る役員の全部又は一部の改任を命ずることができる。

**第三十八条** 基金が前項の命令に違反したときは、厚生労働大臣は、同項の命令に係る役員を改任することができる。

## 第八章 雜則

## (不服申立て)

**第三十九条** 年金たる給付又は一時金たる給付に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に對して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に對して再審査請求をすることができる。

**第四十条** 第二十条において準用する厚生年金保険法第四十条の二の規定による処分に不服がある者は、社会保険審査会に對して審査請求をすることができる。

**第四十一条** 厚生年金保険法第九十条第三項及び第四項並びに第九十一条の二の規定は前二項の審査請求及び再審査請求について、同法第九十一条の三の規定は第一項に規定する処分の取消しの訴えについて準用する。

(時効)

**第四十二条** 第四条の規定に違反して、石炭鉱業年金基金という名称を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

## (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

## (基金の設立に関する経過措置)

**第二条** 基金を設立するに當たつては、三十人以上の設立委員を、第六条に規定する事業主の半数以上の者において互選しなければならない。

**第三条** 設立委員は、この法律の施行の日から五月以内に、基金の定款を作成し、設立総会の議決を経て、当該定款について厚生大臣の認可を受けなければならない。

## (届出等)

**第三十五条** 会員は、厚生労働省令の定めるところにより、坑内員(基金が第十八条第一項の事業を行なうときは、坑外員を含む。次項において同じ。)に関する厚生年金保険法第十八条第一項の規定による確認につき同法第二十九条第一項の規定による通知があつた事項その他厚生労働省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

**第三十六条** 受給権者は、厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

**第三十七条** 坑内員は、厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働省令で定める事項を基金に届け出、又は会員に申し出なければならない。

**第三十八条** 受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を基金に届け出なければならない。

**第三十九条** 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした基金の役員を二十万円以下の過料に処する。

**第四十条** 第三十二条第一項の規定による命令に違反したときは、その役員を二十万円以下の過料に処する。

**第四十一条** 会員が、第三十五条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

**第四十二条** 第二十八条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

**第四十三条** 第三十二条第一項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

**第四十四条** 第四十一条の規定による死亡の届出義務者が、第三十五条第四項の規定に違反して、届出をしないとき。

**第四十五条** 会員が、第三十五条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

**第四十六条** 坑内員又は坑外員が、第三十五条第二項の規定に違反して、届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は申出をせず、若しくは虚偽の申出をしたとき。

**第四十七条** 基金が、第三十五条第四項の規定による死亡の届出義務者が、第三十五条第四項の規定に違反して、届出をしないとき。

**第四十八条** 第四条の規定に違反して、石炭鉱業年金基金という名称を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

**第四十九条** 第四条の規定に違反して、石炭鉱業年金基金という名称を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

**第五十条** 第四条の規定に違反して、石炭鉱業年金基金という名称を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

## 附則抄



当規定に基づいて、厚生労働大臣、地方厚生局長若しくは地方厚生支局長又は機構（以下「厚生労働大臣等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の行為とみなす。

この法律の施行の際現に法令の規定により社会保険庁長官等に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法定の相当規定に基づいて、厚生労働大臣等に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

この法律の施行前に法令の規定により社会保険庁長官等に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについて規定を適用する。

この法律の施行後は、これを、この法律の施行後の法定の相当規定により厚生労働大臣等に対してして報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律の施行後の法令の規定を適用する。

なお従前の例によることとする法令の規定により、社会保険庁長官等がすべき裁定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に對してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の規定に基づく権限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ、厚生労働大臣等がすべきものとし、又は厚生労働大臣等に対してすべきものとする。（政令への委任）

**第七十五条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め（罰則に関する経過措置）

**第七十六条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

**附 則** （平成二一年五月一日法律第三六号）抄

**第一条** この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。（施行期日）

**第一条** この法律による改正後の厚生年金保険法第八十七条第一項及び附則第十七条の十四並びに（適用区分）

**第二条** この法律による改正後の厚生年金保険法第八十七条第一項及び附則第十七条の十四並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条による改正前の厚生年金保険法第四十一条第一項において準用する平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十七条第一項（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等）に關する法

律（平成十九年法律第一百三十一号。以下「厚生年金特例法」という。）第二条第八項、平成二十五年改正法附則第一百四十二条第一項の規定による改正前の厚生年金特例法第五条第八項若しくは平成二十五年改正法附則第一百四十二条第二項の規定による改正前の厚生年金特例法第八項又は児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十二条第一項の規定に基づきこれららの規定の例によることとされる場合を含む。）国民年金法第九十七条第一項（第一百三十四条の二第一項において準用する場合を含む。）及び附則第九条の二の五、国家公務員共済組合法附則第二十条の九第四項及び第五項、地方公務員等共済組合法第百四十四条の十三第三項及び附則第三十四条の二、私立学校教職員共済組合法第三十条第三項及び附則第三十五条、石炭鉱業年金基金法第二十二条第一項において準用する場合を含む。）

**第一条** この法律は、平成二十二年三月三一日法律第十九号）抄

**第八条** この法律及び日本年金機構法又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、日本年金機構法又は雇用保険法等の一部を改正する法律によってまず改正され、次いでこの法律によつて改正されるものとする。（調整規定）

**附 則** （平成二二年三月三一日法律第一五号）抄

**第一条** この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中雇用保険法第十条の四第三項及び第十四条第二項の改正規定並びに同法第二十二条に一項を加える改正規定、第二条の規定（労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十二条の改正規定を除く。）並びに附則第四条の規定、附則第五条の規定（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十一条第二項ただし書の改正規定を除く。）附則第六条及び第九条から第十二条までの規定は、公

（罰則に関する経過措置）

**第十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** （平成二二年三月三一日法律第十九号）抄

**第一条** この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。（施行期日）

**附 則** （平成二三年六月二十四日法律第七四号）抄

る厚生年金保険法第八十七条第一項及び附則第十七条の十四、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（以下「平成十三年統合法」という。）附則第五十七条第四項において準用する厚生年金保険法第八十七条第一項及び附則第十七条の十四、独立行政法人農業者年金基金法第五十六条第一項及び附則第三条の二、健康保険法第八十一条第一項及び附則第九条、船員保険法第八十三条第一項及び附則第十条、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「徴収法」という。）第二十八条第一項及び附則第十二条、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「整備法」という。）第十九条第三項において準用する徴収法第二十八条第一項及び附則第十二条並びに石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「石綿健康被害救済法」という。）第三十八条第一項において準用する徴収法第二十八条第一項及び附則第十二条の規定は、それぞれ、この法律の施行の日以後に納定期限又は納付期限の到来する厚生年金保険の保険料及び平成二十五年改正法附則第三条第十二条号に規定する厚生年金基金の掛金（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第一百四十条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十条第一項の規定による徴収金を含む。）、厚生年金特例法第二条第二項に規定する特例納付保険料、平成二十五年改正法附則第一百四十二条第一項の規定による改正前の厚生年金保険特例法第四条第一項に規定する未納掛金に相当する額及び平成二十五年改正法附則第一百四十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第一百四十条第二項に規定する改正前の厚生年金特例法第八条第二項に規定する特例掛金、児童手当法第二十条第一項の拠出金、国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金、国家公務員共済組合法附則第二十条の四第一項に規定する日本郵政共済組合に払い込むべき掛金及び負担金、地方公務員等共済組合法第一百四条の三第一項に規定する団体が納付すべき掛金及び負担金、私立学校教職員共済法の規定による掛金、石炭鉱業年金基金の掛金、平成十三年統合法附則第五十七条第一項に規定する特例業務負担金、農業者年金の保険料、健康保険の保険料、船員保険の保険料、徴収法第十条第二項に規定する労働保険料、整備法第十九条第一項の特別保険料及びに石綿健康被害救済法第三十七条第一項に規定する一般拠出金（以下「保険料等」という。）に係る延滞金について適用し、同日前に納定期限又は納付期限の到来する保険料等に係る延滞金については、なお従前の例による。

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇七号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。  
(施行期日) (平成二四年三月三一日法律第二四号) 抄

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。  
(施行期日) (平成二四年八月二二日法律第六三号) 抄

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、そ

れぞれ当該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

第一条 これの法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

第一条 これの法律は、行政不服審査法(平成二六年法律第六九号)の施行の日から施行する。

第一条 これの法律は、行政不服審査法(平成二六年法律第六九号)の施行の日から施行する。

第一条 これの法律は、行政不服審査法(平成二七年法律第七〇号)の施行の日から施行する。

（延滞金の割合の特例等に関する経過措置）  
（から十一まで 略）

第十九条 (その他の経過措置の政令への委任)  
第一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二九年六月二日法律第四五号)  
(施行期日)

第一条 この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。